# 令和4年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年8月23日(火) 香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、春日川、籠池、髙塚 労働者側 大島、立石、土田、中村、廣瀬

使用者側 友國、濱田、渡部

議 題 (1)香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出 について

(2) その他

## ○賃金室長

それでは、ただ今から、令和4年度第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加により参集とオンラインの同時開催となっております。

本日は、柴田会長、綾田委員、窪田委員が欠席されておりますが、 最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審 議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

- 1 頁の資料 № 1 香川最低賃金の改正決定について(答申)(写)
- 5 頁の資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申 出書(写)でございます。

不足等はございませんか。

本日は、柴田会長が欠席ですので、会長代理の東委員に議事の進行をお願いいたします。

## ○東会長代理

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題(1)の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

事務局より説明をお願いします。

## ○賃金室長

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月1日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、5回の本審及び4回の専門部会での審議を経て、本年8月5日の第5回本審におきまして結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなりました。

異議申出の内容につきましては、お手元の資料 No. 2 のとおりでございます。

この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

(労働局長から、諮問文を会長代理へ手交)

#### ○東会長代理

それでは、事務局から諮問文の写しを確認してもらい、読み上げてください。

# (各委員へ諮問文(写)を配付・画面共有)

## ○賃金室長

それでは、諮問文の写しを読み上げます。

本文中の別添につきましては、資料 No. 2 のとおりですので、読み上げは割愛させていただきます。

香 労 発 基 0823 第 1 号

令和 4 年 8 月 23 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条に基づく異議の申出があったので、 貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

# ○東会長代理

ありがとうございました。

香川労働局長からの諮問を受けることにいたします。

それでは、ただ今から審議に入ります。

初めに、事務局より、異議申出の内容について説明をお願いします。

#### ○賃金室長

異議申出の概要について説明します。

申出内容といたしましては、

時間単独方式になった 2002 年度以降で最高の引き上げ額 (+30円)とされたことに一定の評価はするものの、エネルギー・食品を中心とした生活物価の急激な高騰に対応した金額とは到底言えな

V1.

答申額は、最高額地域との格差を広げるものであり、ワーキング プアの解消や同一労働同一賃金の考え方が考慮されたとは、到底思 えない内容であり、異議を申し出ざるを得ない。

異議申し出の理由意見として、

1 最低賃金額は日本国憲法の生存権を見据えた水準に、として、 25歳独身が1か月生活するには、全国どこでも月24~25万円の 収入が必要であり、時間単価に換算すると1500円になる。

香川と東京では、時間当たり 193 円の格差があり、月にすると香川は、東京より 33000 円以上も低い収入しか得られない。

東京と香川では、労働の密度に差があり、労働密度を加味した 最低賃金額を出しているのか。

最低賃金法は労働密度を加味した最低賃金額を出すことなど求めていない。

賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いており、地方の活力を著しく疲弊させている。

地方を疲弊させる地域間格差の是正のため、全国一律最低賃金制度の確立が絶対に必要である。

よって、改定額を検討し、地域間格差を縮める改定額を出してほしい。

2 政府・厚生労働省に対する要望の再検討をとして、

香川地方最低賃金審議会の答申文付帯意見には、以下の2点の考 えが欠落している。

- ① 物価高騰の労働者への影響が一言も反映されておらず、中小業者の企業経営を取り巻く環境しか踏まえていない。
  - これは片手落ちと言わざるを得ない。
- ② 業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を要望しているが、どのような拡充をするのか具体的な改善案を記載しないと、昨年までの効果が少ない改善しか望

めない。

よって、最賃近傍で働く労働者の物価高騰の影響も踏まえた意見の変更と、具体的な各種助成金の拡充意見の追加を審議会で議論してほしい。

また、他地域の公益委員が要望したように、他地域の公益委員と情報交換できるルートの作成を要望してほしい。

以上のとおり政労使合意の「2020年までに平均 1000円」の目標年を2年も経過している状況を取り戻し、今年度の改定額(引き上げ額)を再審議し、上積み議論していただくことを強く求める。

以上でございます。

## ○東会長代理

ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただきましたが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいており、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

申出者から、意見陳述をしていただいてよろしいでしょうか。 (「異議なし。」の声あり)

#### ○東会長代理

意見陳述を認めますので、陳述者は所属及び氏名を述べた後、10 分以内で意見陳述をしていただくようお願いします。

○ 香川県労働組合総連合 藤沢事務局長

意見陳述をさせていただきます。

香川県労働組合総連合の事務局長の藤沢と申します。

主要点は先ほど紹介にあったとおりの中身です。

まず1つ目の理由に付け加えたいのが、香川県の勤労統計調査の 4、5月分の結果を見ますと、事業所規模5人以上の月平均給与総 額が昨年同月より4~5%上昇しています。 これは物価高騰の影響を反映した給与引上げが実態として行われた結果ではないでしょうか。

答申された最低賃金の引上げ額 30 円は 3.5% にしかなりません。 そのことを考えれば、せめて 4 %以上の引上げにするべきではないでしょうか。

だからこそ、1 つ目の理由として賃金額の再考を述べさせていた だきました。

2 つ目の理由としては、労働者の実態を全然反映していないという問題です。

労働者側委員から物価高騰の影響を反映した賃金額の要望とその意見が述べられていたと思います。

私たちは中身を知りませんが、そのような結果が最終の第 5 回目 の審議会で述べられていたと思います。

そうであるならば、労働者の実態を把握した意見も付け加えるべきではないでしょうか。

物価高騰の影響は企業経営だけではありません。

労働者の生活にも大きく影響します。

むしろ資金のない労働者にとっては大きな影響がございます。

下手をしたら一家離散ということもあり得るかもわかりません。 そのことを考えたら、その影響も考え意見の中に含めるべきでは ないでしょうか。

それと、去年は助成金の改定が行われましたが、その中で過去最大の 70 社が利用していますが、それは香川県内の中小企業 3 万社ある中のたかだか 0.2%にしかすぎません。

そのことを考えれば、今までのような要望の仕方では、制度改定がたかがしれたものにしかならないと感じています。

それなら、各種助成金をどのように改定してほしいのか、もう少 し詳しい話を入れなければならないと思います。

そのことから言えば、使用者側委員の方がむしろどう変えてほし

いのかという意見を持たれていると思います。

そのことを是非とも含めていただくようにお願いしたいと思います。

さらに、この文書には書いておりませんが、もう少し言いたいこ とがあります。

審議会の委員ではない私たちには、審議会委員のご苦労を知ることはできませんが、たかが2か月足らずの短期間の短い審議時間で、地方最低賃金の改定額を更新しなければならないという重たい任務を負わされていることは理解できます。

だからこそ、審議会を開催運営する地方労働局などに対して、審議会の開催時期や運営方法、提示資料などに意見があるのではないでしょうか。

昨年も労働者側委員から、こういう資料がほしいという意見が出 ました。

そこは必要なことと思っております。

最低賃金審議会令の第5条によれば、公益使用者労働者の各委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定しております。

各委員の協力なくして審議会を成立させ改定額を決めることなどできません。

言い換えれば、審議会に諮問した労働局が決められた期日までに 答申を得ようと思えば、審議会委員が求める正当な意見には応ずる 必要があるということになります。

審議会の開催回数には種々の制約があると思われますが、審議での意見内容を考える期間を十分に確保することや、審議に必要な資料を求める必要があるのではないでしょうか。

また、中央最低賃金審議会の目安提示が遅れようとも、あくまで 目安の提示でしかなく、目安額以上の改定案を答申する地方は毎年 出ています。 今年は8月18日時点で20地方が改定額の目安を上回る答申を出 されています。

言うなれば、守ることが前提ではない、目安に囚われることなく、 自由な意見交換が行われる審議会を実施してほしいと思います。

期日はもう今日しかありませんが、是非とも再審議いただけることをお願いいたします。

以上です。

# ○東会長代理

それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しや、ただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まずご意見をお伺いしたいと思いますので、労働者側からよろしくお願いします。

# ○立石委員

それでは、労働者を代表する委員として意見を述べさせていただ きます。

労働者側委員の立石と申します。

よろしくお願いいたします。

私たちは7月より審議にあたりまして、最低賃金近傍で働かれている方々の状況を最重点に置いて取り組んできました。

このコロナ禍の中で影響を受けている方、ウクライナの状況といった国際情勢の変化、経済情勢の変化、これに加えましてエネルギー価格の高騰、こういったところが予断を許さない状況となっております。

こういったところで働かれている方、また、この厳しい状況を何としても乗り越えていくためには、さらなる個人消費の喚起が必要になってきます。

地域経済におきましても、好循環を実現させていくことが必要で

あると考えています。

最低賃金の引上げによる暮らしの底上げが求められていること は先ほど話にありましたが、私どもとしましてもこういったところ を主張してまいりました。

このような状況の中で、8月2日に中央最低賃金審議会で示された目安額、過去最高額の香川県ではC・Dランク 30円、878円が提示されました。

とは言え、全国加重平均の 31 円よりも1円低い目安額となった こと、ランク間格差が生じたことは否めません。

その後、地賃の審議におきましても、私たち労働者側は3つの重 点に絞りまして取組を行いました。

まずは、先ほども申し述べましたが、日本経済の自律的成長のために「人への投資」が不可欠であり、最低賃金の引上げは必要であるということ。

私たちが春に取組みました春季生活闘争で実現した賃上げの 広がりと底上げの流れを最低賃金の引上げに繋げていこうとしま した。

そして、3点目が急激な物価上昇が働く者の生活を圧迫している こと。

こういったことを踏まえまして、中央で示されました目安額 30 円よりも高い水準の引上げが必要であることを主張してきました。 専門部会において公益側の案で示されたのが 878 円、プラス 30 円でした。

連合が目指す「誰もが時給 1,000円」に一歩前進したものの、依然として都市部との地域間格差を広げるばかりで、香川県のミニマム水準としては十分とは言えず、今後もさらなる継続的な引上げが必要であると主張するところであります。

採決に際しましては、労側反対の立場を取りました。

ただ、要望にはなかなか届かなかったということがありました。

公労使が真摯に議論を尽くした結果として、この 878 円、香川県 最低賃金として真摯に受け止めてまいりたいと思っております。 以上、異議審にあたり述べさせていただきました。

#### ○東会長代理

ありがとうございました。

続きまして、使用者側お願いします。

## ○濱田委員

急遽窪田委員が欠席になりましたので、一部代読させていただきます。

まず使用者側の意見を述べさせていただきます。

先ほど香川県労連様、また、労働者側の立石委員からのお話をお聞きしまして、物価上昇等に関する理解はできる点もありますし、また、労使は対立ではなく、真摯に向き合いながら何とか利益を出して企業と雇用を守っていくべきと考えているところであります。 その上で、真摯に最低賃金に対する審議を尽くしてきたところであります。

現在、経営を取り巻く環境を申し上げますと、コロナ感染の再拡大が収まらない状況の中、世界的なインフレやエネルギー原材料価格の高騰や部品等の供給制約、急激な円安などによる景気の下振れリスクが懸念されるなど、特に中小企業・小規模事業者は大きく影響を受けています。

企業としても生産性の向上等に努め、業績や利益を上げる努力は していますが、大幅な最低賃金の引上げは、中小・零細事業者にと って多くの従業員の賃金アップに繋がり、経営への影響は計り知れ ず、その結果として、事業の存続や雇用維持が困難な状況に陥るこ とを懸念しています。

消費者と同様に、企業側も企業物価指数の上昇や価格転嫁が全て

はできずに、収益悪化に苦しんでいます。

もちろん現在の経営環境の中でも業績が伸びている事業者もあり、そのような事業者が従業員の賃金を上げることは賛成でありますが、あらゆる企業に強制力をもって一律に適用される最低賃金の引上げについては、経営実態と離れた大幅な引上げとならないことを主張しながら、最低賃金の審議に臨みました。

そうした中で、中央最低賃金審議会の目安どおりである、過去最大の引上げ額のプラス 30 円で結審され、使用者側としてはその重みを感じているところでありますが、審議が尽くされた結果だと受け止めております。

今般結審しました最低賃金に対して、今後法令順守にしっかり努めていくとともに、雇用も守っていきたいと考えておりますが、国や自治体からの引き続きの、特に中小企業・小規模事業者への一層の支援をお願いする次第であります。

以上であります。

# ○東会長代理

ほかにご意見等はありませんか。

さきほど、香川県労働組合総連合 藤沢事務局長から陳述いただ きましたが、異議の内容といたしましては、

1 今までのような地域ランク別に改定目安額を示す方式では、地域間格差を縮めることは期待できない。

地方を疲弊させる地域間格差の是正のため、全国一律最低賃金制度の確立が絶対に必要である。

よって、改定額を検討し、地域間格差を縮める改定額を出してほしい。

2 答申文の付帯意見に最賃近傍で働く労働者の物価高騰の影響 も踏まえた意見の変更と、具体的な各種助成金の拡充意見の追加 を求める。 また、他地域の公益委員が要望したように、他地域の公益委員と情報交換できるルートの作成を要望する。

ということでした。

このことについて中小企業・小規模事業者の苦しい実情も理解しつつ、労働者の立場から、その現状やあるべき姿についての考えを 意見表明いただき、異議内容、理由を十分にお伺いしました。

また、労働者側、使用者側からもご意見を拝聴させていただきました。

当審議会におきましては、労働者側の委員から、物価高騰による最低賃金近傍で働く労働者の生活への影響、地域間格差の解消について強く主張されました。

また、使用者側の委員からは、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者の置かれている状況等が述べられまして、双方が譲歩の精神で何とか妥協点を探ったところですが、残念ながら意見の一致をみず、採決の上でプラス30円ということで、答申いたしました。

申出者のご意見に理解できる部分もございますが、なおここで 8 月 5 日の答申内容を改めて変更させ得るものではないと考えます。 したがいまして、「令和 4 年 8 月 5 日付け答申どおり決定するこ とが適当である。」という結論にしたいと思いますが、各側の委員、 この結論でご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○東会長代理

同意をいただきましたので、この旨、答申したいと思います。 答申文につきましては、会長代理一任とさせていただきたいと思 いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○東会長代理

それでは、答申文を作成しますので、10分休憩とします。

10時40分から再開します。

(答申文 (案) 作成のため 10 分程度中断)

○東会長代理

再開いたします。

それでは、事務局は答申文(案)を確認してもらってください。 (各委員へ答申文(案)を配布・画面共有)

○東会長代理

事務局は答申文(案)を読み上げてください。

○賃金室長

答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和 4 年 8 月 23 日

香川労働局長 松瀨貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月23日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。 以上でございます。

○東会長代理

ただ今の答申文 (案) でよろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

○東会長代理

それでは、(案)をとって、答申いたします。

## (会長代理から労働局長へ答申文手交)

## ○松瀨労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

私から一言、御礼の挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、早速ご審議の上、只今答申をいただきありがとうございました。

香川県最低賃金につきましては、7月1日の改正決定の諮問以降、本審を5回、専門部会を4回にわたり開催して熱心にご審議をいただきまして結論が取りまとめられ、本日、異議の申出につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして、令和4年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、 10月1日発効に向けて事務手続きを進めさせていただきます。

また、改正されました最低賃金額につきましては、その周知とと もに、履行確保に努めて参ります。

さらに、業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者への支援策 の周知に努めてまいります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

#### ○東会長代理

ありがとうございました。

それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

## ○賃金室長

本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月1日の官報公示を経て、10月1日法定発効という流れとなります。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました8月24日(水)午前10時からの審議会はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

## ○東会長代理

今後、行政においては、最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者への支援等に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いします。

その他、事務局から何かございますか。

## ○賃金室長

この後事務連絡がありますので、委員の方々は残っていただくようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○東会長代理

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。 よろしいでしょうか。

他にご発言等、ございませんか。なければ、以上を持ちまして、

第6回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

——了——